

松山市こども計画について

令和6年3月18日

▼こども計画

- ・こども基本法第9条に基づき、国が策定する、こども施策に関する大綱(こども大綱)を勘案し、同法第10条第2項に基づく、各自治体のこども施策についての計画。(策定については努力義務規定)
- ・また、同法第10条第5項により、各自治体が策定する、こども施策に関する事項を定める計画と一体のものとして作成することができる。

以上のことから、本市のこども計画は、「こども大綱」に関する事項に加え、こども施策に関する個別計画を包含・一体的な計画とし、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とし、令和6年度中に策定する。

松山市こども計画(計画期間:令和7年度～令和11年度)

「こども大綱」に記載される内容
(少子化対策・子ども・若者支援・子どもの貧困対策を含むこども施策)



こども施策に関する本市の個別計画

- ・松山市子どもの貧困対策計画
- ・松山市子ども・子育て支援事業計画
(「次世代育成支援行動計画」、「新放課後子ども総合プラン」を包含)
- ・松山市ひとり親家庭等自立促進計画
- ・松山市成育医療等に関する計画(仮称)(こども計画に合わせて新規策定予定)
※各個別計画は、こども計画策定後も継続して存在

○松山市こども計画と各個別計画の期間

年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		<div style="text-align: center;"> 松山市こども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間) </div>				
ひとり親等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
子どもの貧困対策計画							
成育医療等に関する計画	未策定						

※各個別計画は、松山市こども計画策定後も継続して存在

包含・一体的に策定する各個別計画部分は、それぞれの審議会等で審議・検討を行い、最終的に、松山市こども計画としてまとめる

・松山市こども計画

松山市子ども・子育て会議

※全体の大枠、包含・一体的に策定する各計画部分以外を審議

・松山市子ども・子育て支援事業計画

松山市子ども・子育て会議

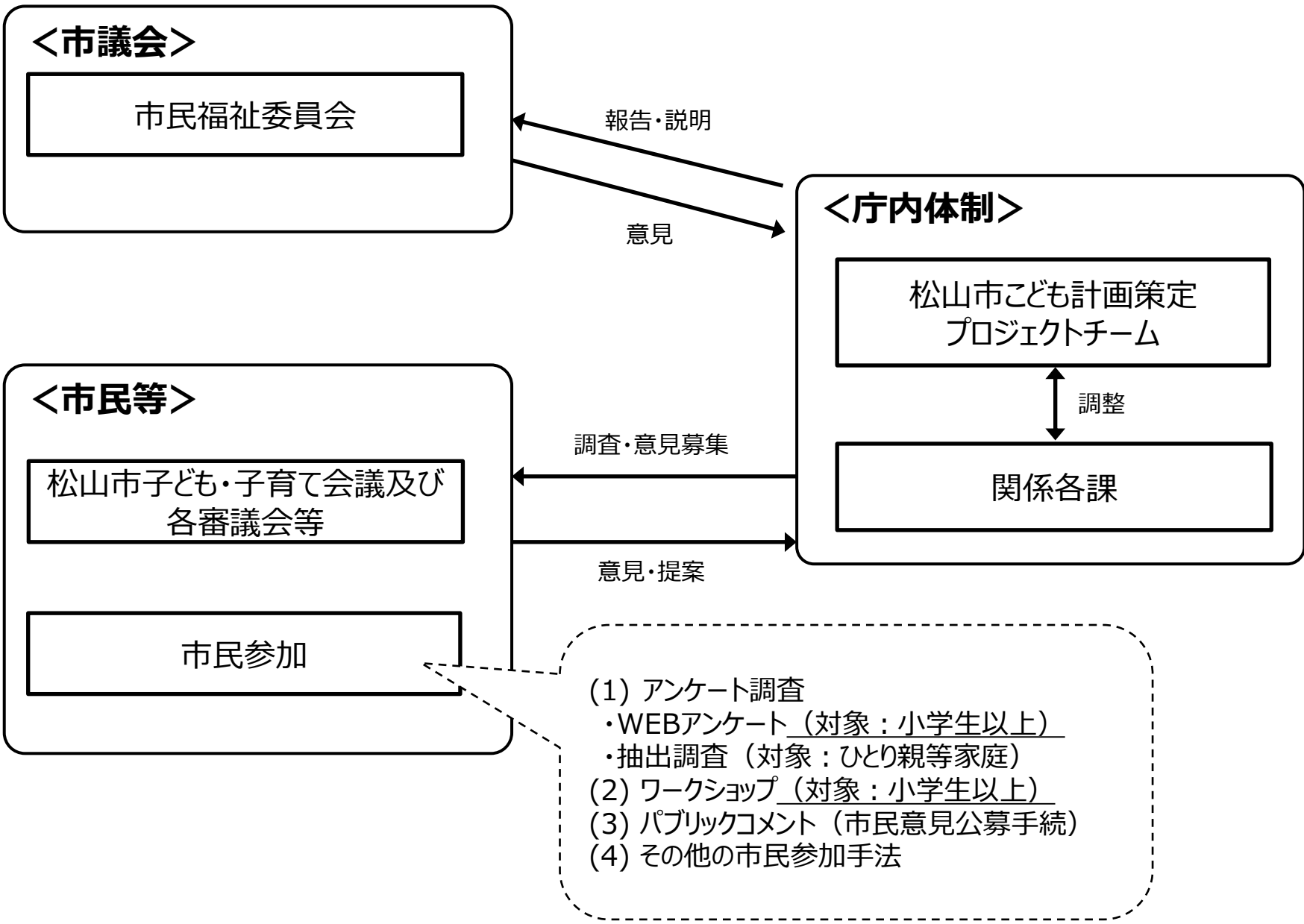
・松山市ひとり親等自立促進計画、
・松山市子どもの貧困対策計画

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

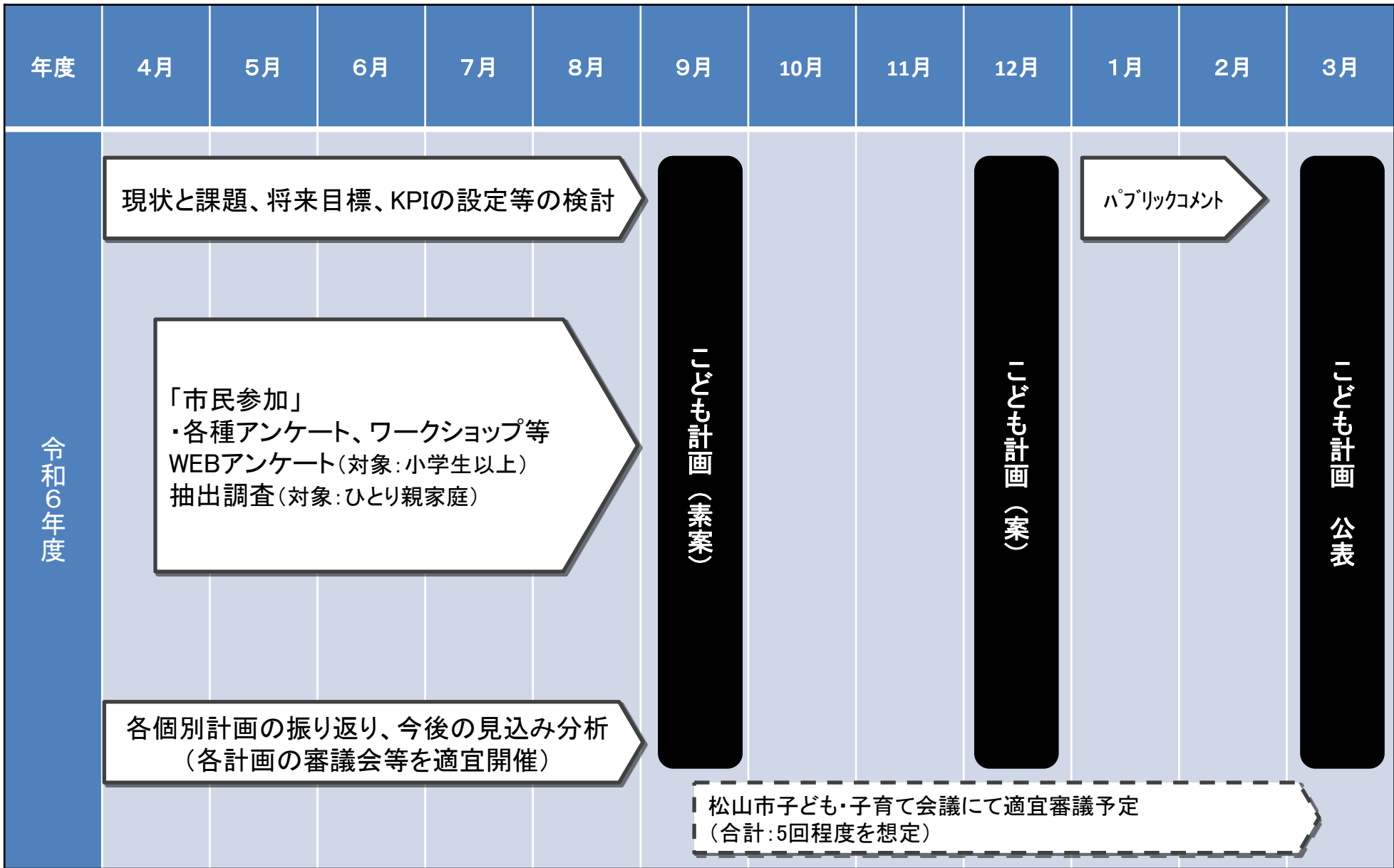
・松山市成育医療等に関する計画(仮称)(新規策定予定)

新規審議会(検討中)

○策定体制の全体イメージ



○策定スケジュール概要



参考資料

こども
まんなか

▼こども大綱

・こども大綱は、これまで別々に策定・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1. ライフステージに横断的な重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法の周知、学校教育におけるこどもの権利に関する理解促進 等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- (4) こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援
- (5) 障害児支援・医療的ケア児への支援
地域での支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等
- (6) 児童虐待防止対策等と社会的養護の推進
児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等

2. ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前～幼児期

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障

(2) 学童期・思春期

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援・高校中退の予防、高校中退後の支援

(3) 青年期

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

3. 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ・幼児教育・保育の無償化、高校等の授業料支援、児童手当の拡充、医療費の負担軽減等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

- ・相談・情報提供体制の強化、一時預かり・ファミサポ等に関する取組の推進、家庭教育支援チームの普及等

(3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- ・仕事と子育てを両立できる環境づくり、自由度の高い育児休業制度への強化、男性の育児休業促進

(4) ひとり親家庭への支援

- ・児童扶養手当等による経済的支援、プッシュ型・ワンストップ相談支援体制の強化、養育費の相談支援強化

こども施策を推進するために必要な事項

1. こども・若者の社会参画・意見反映

- (1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
 - ・『こども若者★いけんぷらす』の推進
 - ・若者が主体となって活動する団体からの意見聴取
 - ・各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用
 - ・行政職員向けガイドラインの作成・周知
- (2) 地方公共団体等における取組促進
 - ・上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
 - ・好事例の横展開等の情報提供 等
- (3) 社会参画や意見表明の機会の充実
- (4) 多様な声を施策に反映させる工夫
- (5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- (6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- (7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2. こども施策の共通の基盤となる取組

(1)「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM

- ・仕組み・体制の整備
- ・データの整備・エビデンスの構築

(2)こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

(3)地域における包括的な支援体制の構築・強化

- ・要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用
- ・こども家庭センターの全国展開 等

(4)子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

(5)こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3. 施策の推進体制等

(1)国における推進体制

- ・総理を長とするこども政策推進会議
- ・こどもまんなか実行計画の策定
- ・担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等

(2)数値目標と指標の設定

(3)自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(4)国際的な連携・協力ひとり親家庭への支援

(5)安定的な財源の確保

(6)こども基本法附則第2条に基づく検討

○参考(こども基本法(令和4年法律第77号)(抄))

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 (略)

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。